



資料2

国土交通省自動車局
配布資料

全国のタクシー事業の規模

- ・ 車両台数 233,972両
- ・ 輸送人員 16億1,276万人
- ・ 営業収入 1兆6,825億円



○法人タクシー

- 事業者数 6,572者
- 車両台数 194,666両
- 運転者数 328,711名
- 輸送人員 15億1,573万人
- 営業収入 1兆5,429億円

○個人タクシー

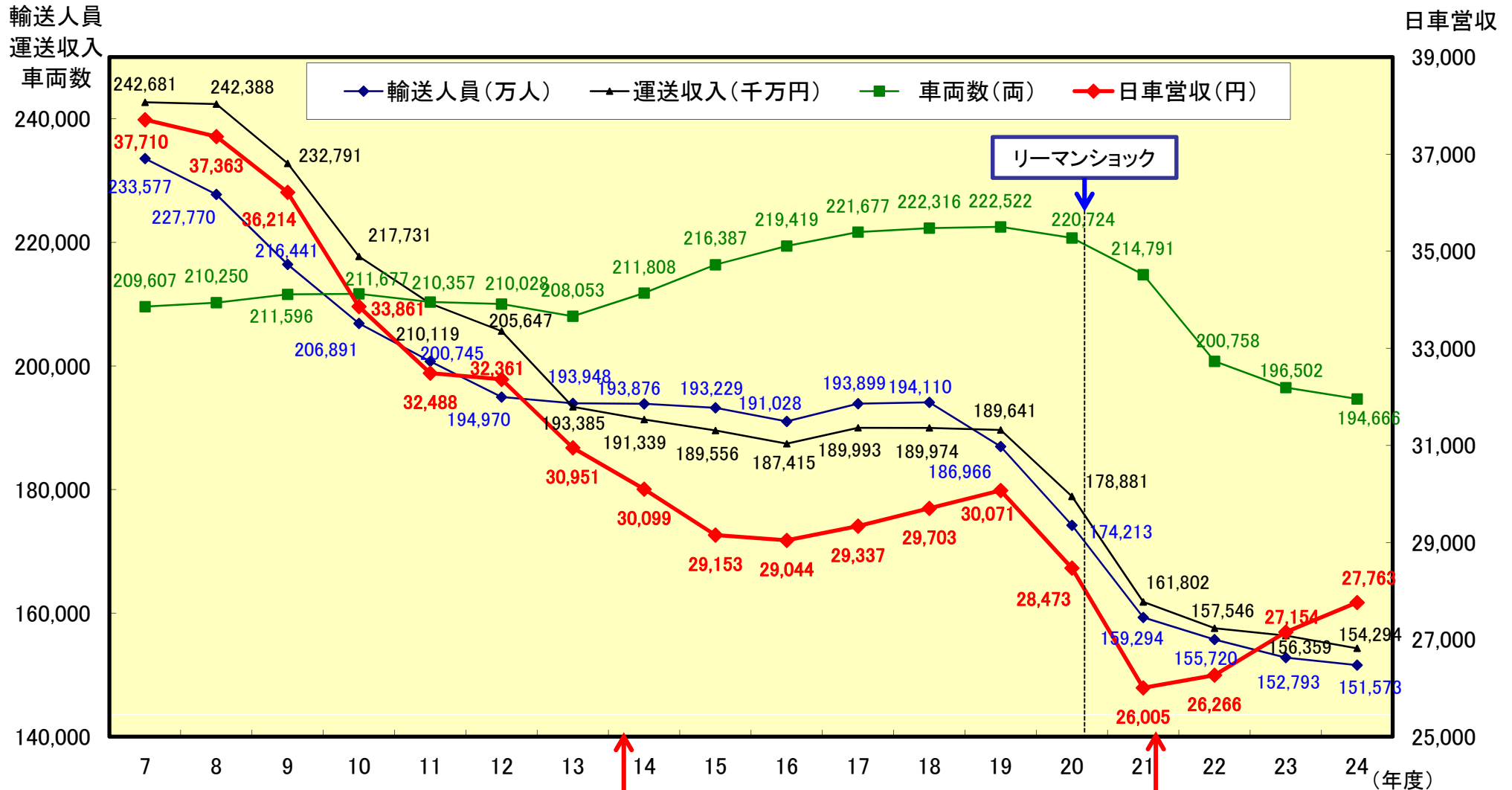
- 事業者数 39,306事業者
- 車両台数 39,306両
- 輸送人員 9,703万人
- 営業収入 1,396億円

平成25年3月31日現在

国土交通省調べ ※ハイヤー及び福祉限定事業者を除く

タクシー事業の現状（法人事業者データ）

- ・車両数は、平成14年2月の規制緩和以後増加傾向にあったが、20年度以降は減少傾向。
- ・輸送人員・運送収入については、景気の低迷等の影響を受けて、近年減少傾向。
- ・特定地域における適正化の取組み（減車）の結果、平成22年度以降日車営収が上昇。



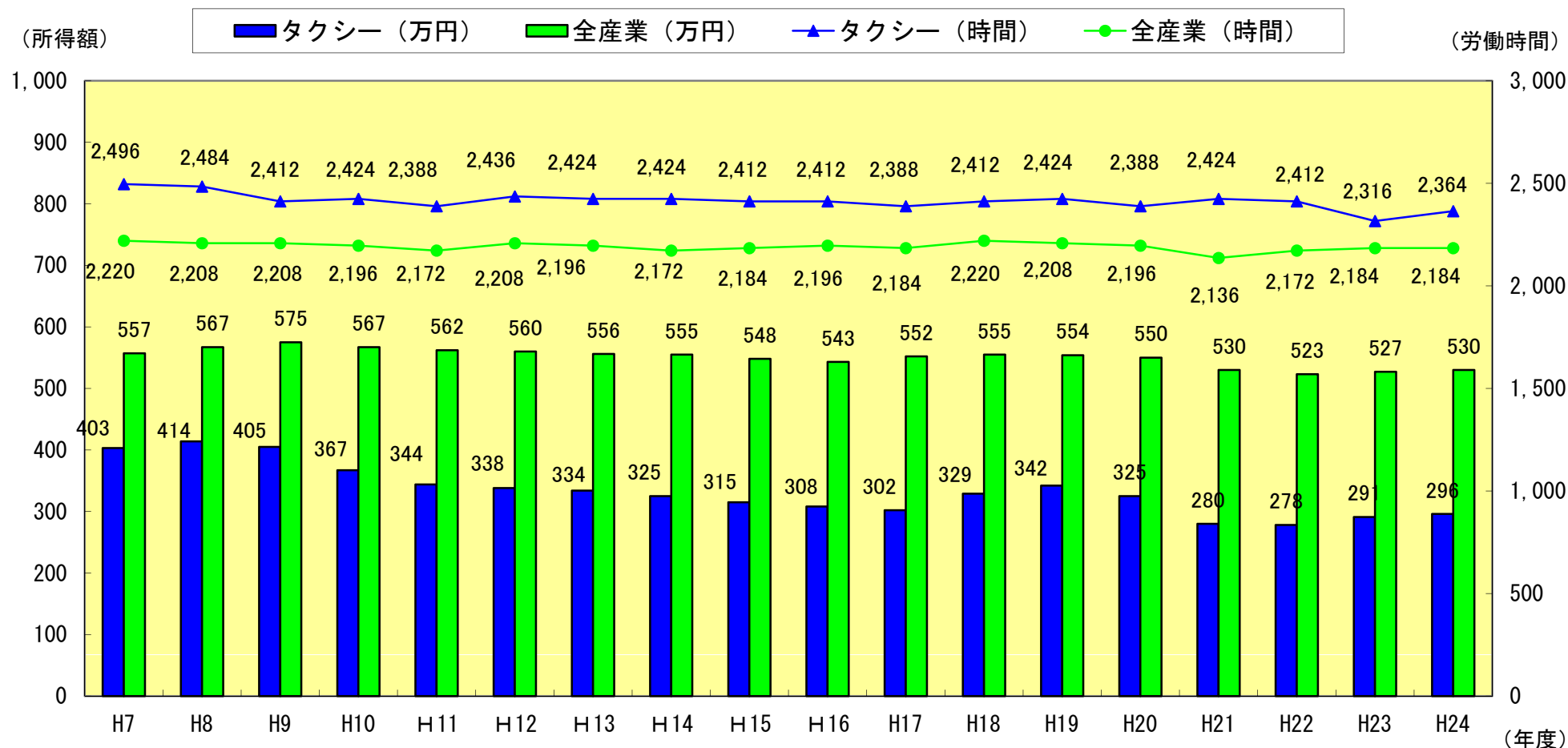
規制緩和(需給調整規制等)

国土交通省調べ

タクシー適正化・活性化法施行

タクシー運転者と全産業労働者の年間所得等の推移（男性）

タクシー運転者の年間所得は全産業平均の約半分であるが、労働時間は全産業平均よりも長い。



タクシー運転手と全労働者の平均年齢の推移

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
タクシー	50.5	50.8	51.3	51.7	52.0	52.3	52.9	53.2	53.8	54.2	54.9	55.3	56.1	56.8	56.2	56.8	57.0	57.6
全産業	40.1	40.3	40.5	40.4	40.6	40.8	40.9	41.1	41.2	41.3	41.6	41.8	41.9	41.7	42.0	42.1	42.3	42.5

タクシー事業に関する法律①（規制緩和後の道路運送法（昭和26年法律第183号））

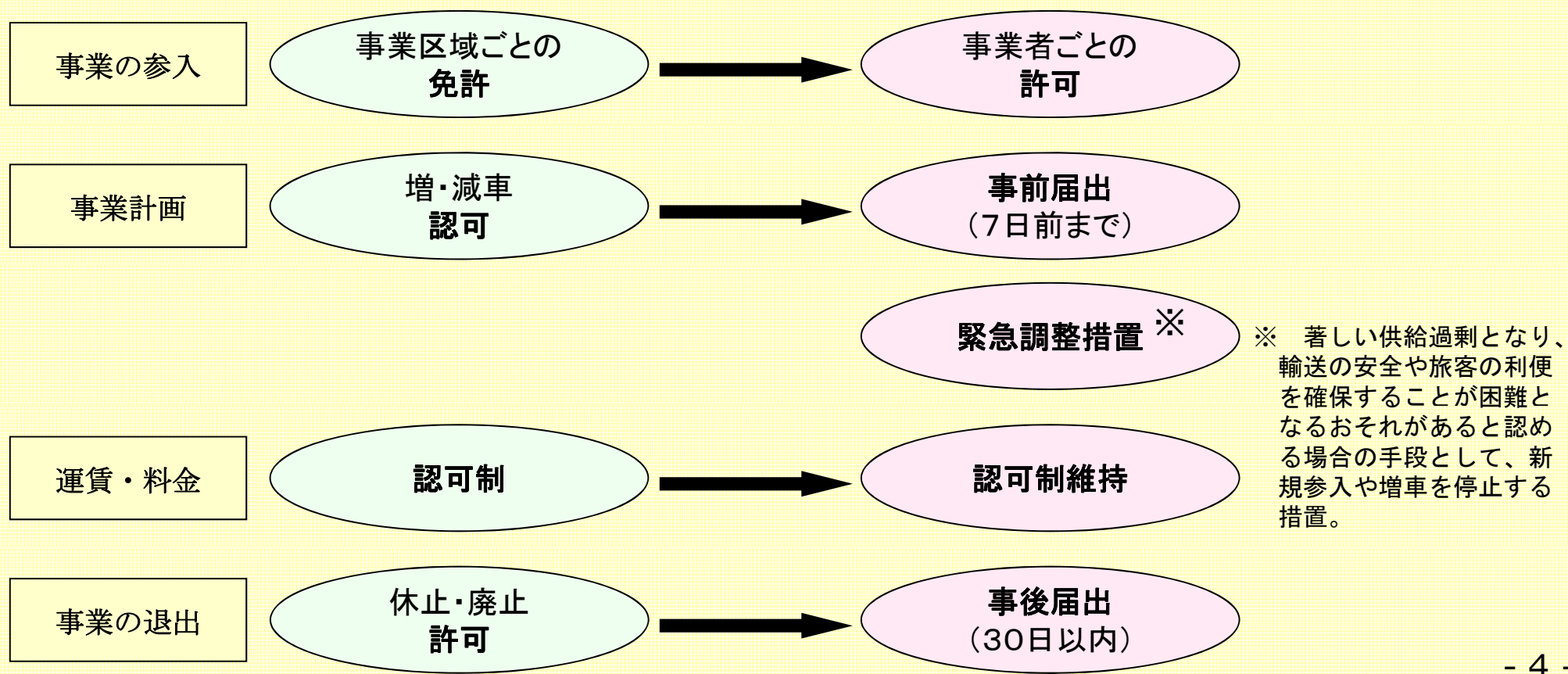
規制緩和の施行平成14年2月

【経緯】

平成8年12月、運輸省（当時）は、安全の確保、利用者保護等の必要最小限の規制を除いて旅客輸送サービスの供給を自由化することにより、事業者の創意工夫及び市場における公正な競争を通じた事業活動の活性化・効率化、サービスの質の向上を通じて、利用者の利便の増進を図るため、全運輸事業分野において需給調整規制を廃止することを決定。

これを受けて開催された運輸政策審議会の答申（平成11年4月）を踏まえ、平成12年5月にタクシーの需給調整規制の廃止を柱とする改正道路運送法が成立し、平成14年2月に同法が施行された。

【規制緩和後の事業規制】



タクシー事業に関する法律②（タクシー業務適正化特別措置法（「タク特法」）（昭和45年法律第75号））

昭和45年5月施行

1. タクシー業務適正化特別措置法の目的

タクシー業務について、**流し営業を中心とした大都市地域における乗車拒否、地理不案内等に対応**するため、**運転者登録**、街頭指導及び乗車禁止地域の指定等を実施

2. タクシー業務適正化特別措置法の一部改正（平成19年法律第87号・平成20年6月施行）

運転者登録制度について利用者利便の視点に加え、**安全性の視点を追加**し、同登録制度の導入地域を東京・大阪から**他の流し地域（政令指定都市等）に拡大**

3. タクシー業務適正化特別措置法に基づく指定地域

大都市地域（政令指定都市クラス）において、**タクシー運転者登録を受けた者以外の乗務を禁止**

登録の要件：第二種免許の保有、安全・利便に関する**講習の修了**等

指定状況：札幌地域、仙台地域、さいたま地域、千葉地域、東京地域、横浜地域、名古屋地域、京都地域、大阪地域、神戸地域、広島地域、北九州地域、福岡地域

4. タクシー業務適正化特別措置法に基づく特定指定地域

上記指定地域のうち、特に利用者の利便の確保を図る必要がある地域について、以下の措置を実施。

- ①**運転者に対する地理試験**
- ②**街頭指導、苦情処理等の実施**（タクシーセンターを設置運営）
- ③**乗車禁止地区の設定**（例：銀座）

指定状況：東京地域、大阪地域、横浜地域

タクシー事業に関する法律③（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（「改正特措法」）（平成21年法律第64号））

＜特定地域及び準特定地域の制度概要＞

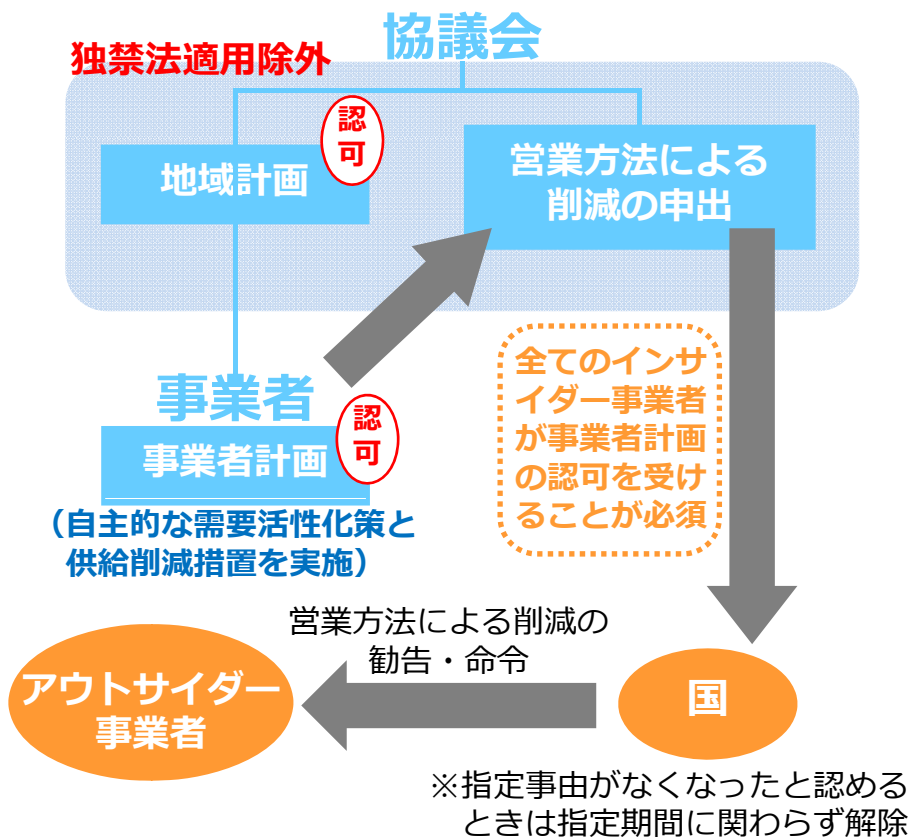
改正後の施行
平成26年1月

- 原則
- ◆ 新規参入：許可制
 - ◆ 増車：届出制
 - ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

特定地域（大臣指定・運審諮問）

- ◆ 新規参入・増車：禁止
- ◆ 強制力ある供給削減措置
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

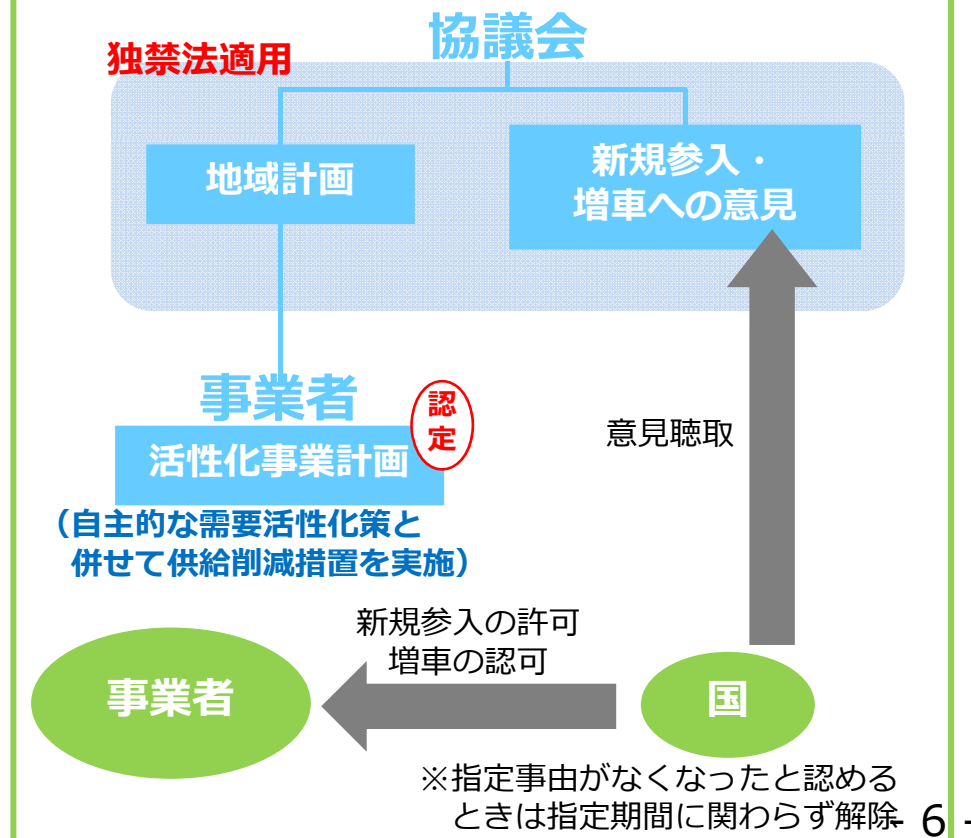
期間3年



準特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

期間3年



附帯決議について（抜粋）

需要拡大に向けた取組について

衆

議

院

1. 一般乗用旅客自動車運送事業が地域の公共交通機関として重要な役割を担っていることを関係者は認識し、高齢者、妊婦、障害者、訪日外国人等の幅広いニーズに的確に応えるとともに、創意工夫を凝らしてサービスの高度化や高質化に積極的に取り組むことにより、需要の拡大を図ること。

参

議

院

1. 一般乗用旅客自動車運送事業が地域の公共交通機関として重要な役割を担っていることを関係者は認識し、運転者登録制度の拡充や旅客自動車運送事業適正化事業実施機関制度の導入等が行われることを踏まえ、引き続き運行の安全を徹底するとともに、サービスの高度化や高質化に積極的に取り組むことを通じてサービス面での競争を活発に行い、利用者利便の一層の向上が図られるようにすること。

スマホアプリ配車を行っている代表例

法人タクシー事業者による取組み

スマートフォンアプリを利用することにより、全国の提携タクシー事業者のタクシー約2万台の中から、利用者が乗車したい場所の近くを走行中のタクシーを呼ぶことが可能（日本交通グループ）。

また、おおよその到着時間や概算運賃を確認することが可能で、事前のユーザー登録は不要（アプリをダウンロード後すぐに使用可能）。迎車料金がかかる。

日本交通グループ他
47都道府県
全112グループ



東京無線
協同組合
1都

第一交通産業
グループ
12都道府県



個人タクシー事業者による取組み

法人タクシー事業者同様、スマートフォンアプリを利用することにより、利用者が乗車したい場所の近くを走行中の個人タクシーを呼ぶことが可能。

（おおよその到着時間や概算運賃の確認等も法人タクシー事業者で利用できる内容は利用可能。）

【東個協グループ】

配車可能エリアは、東京特別区・武三地区のほか、千葉県、神奈川県及び大阪府等。

【日個連グループ】

配車可能エリアは、東京特別区・武三地区。



ヘイロー・ネットワーク・ジャパン(株)による取組み

ヘイロー・ネットワーク・ジャパン(株)では、タクシーの効率的なマッチングを行うためのスマートフォンアプリを開発し、提携タクシー事業者（又は乗務員）のタクシーを配車している。

なお、事前にユーザー登録する必要があり（クレジットカード情報を含む）、アプリを利用して乗車した場合に手数料がかかる。



（一社）東京ハイヤー・タクシー協会による取組み

「省エネ型タクシー産業構造転換可能性調査事業」として、タクシー事業者による最適な配車システムの確立による運行効率化を図るため、スマートフォンアプリを利用した共同配車システムを構築し、東京エリアにて実験的にタクシーの共同配車を行っている。

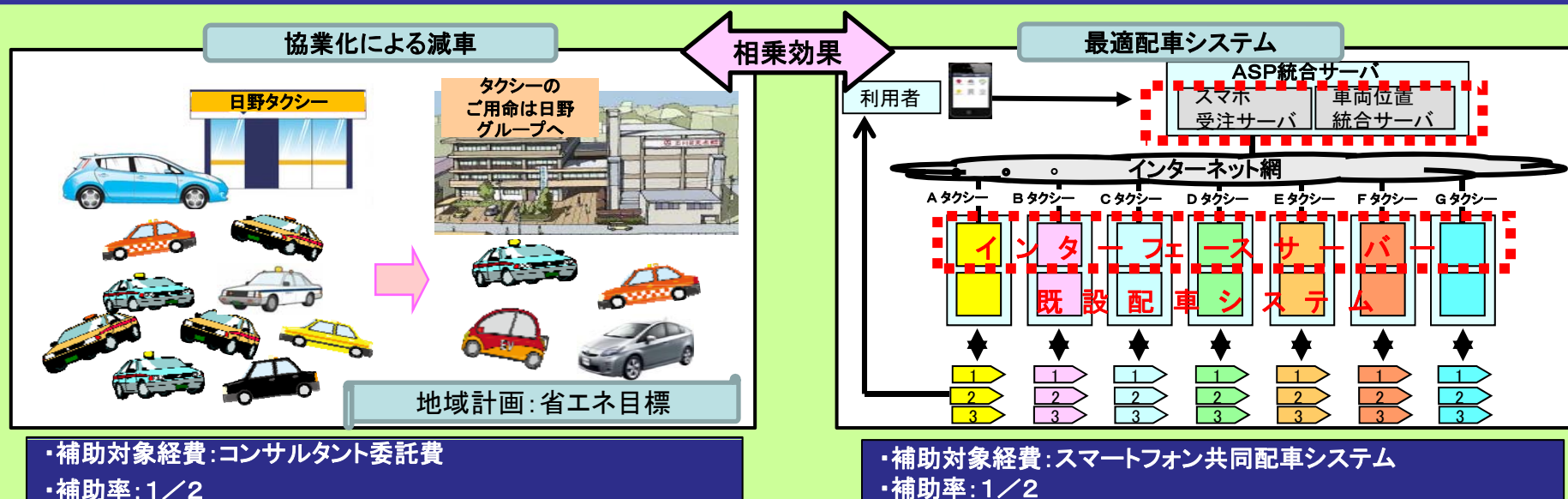
主な利用方法は他のタクシー事業者が行っている方法と同一。



省エネ型タクシー産業構造転換可能性調査事業

◆ タクシー事業者による革新的な減車推進対策と最適な配車システムの確立による運行効率化対策を東京エリアにて実験的に行い、省エネへの取組みの普及を目指す。

- **減車推進対策** … 地域協議会が作成する地域計画において、協業化による減車を計画的・総合的に推進
- **運行効率化対策** … スマートフォン等を活用した最新のICT技術を活用した最適配車システムの開発等



ベストプラクティスを共有し、中小事業者や利用者等を含めた関係民間事業者及び官(国・自治体)により、流し地域(全国13地域)に波及

＜得られたデータをタクシーの評価制度の改定の検討に活用＞

「省エネ努力に応じた事業者評価」×「利用者によるタクシー事業者選択」

～ 市場メカニズムを活用した新たな仕組みの導入 ～

ランク	合計評価点数
AA	90点以上
A	76点以上、90点未満
B	61点以上、76点未満
C	61点未満

ランク付け

ランクの評価委員会

ランクの決定

自助的な省エネ努力が市場メカニズムの中で推進される仕掛けに

運賃等に係る関係規定

○道路運送法（昭和26年法律第183号）

（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九條の三 一般乗用旅客自動車運送事業を営む者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしてなければならない。

一 能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであること。

二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 他の一般旅客自動車運送事業者との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないものであること。

四 （略）

3・4 （略）

（運賃又は料金の割戻しの禁止）

第十條 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。

○特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）

（運賃の範囲の指定）

第十六條 国土交通大臣は、第三條第一項又は第三條の二第一項の規定により特定地域又は準特定地域を指定した場合に、当該特定地域又は準特定地域において協議会が組織されているときは、国土交通省令で定めるところにより、当該協議会の意見を聴いて、当該特定地域又は準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃（国土交通省令で定める運賃を除く。以下同じ。）の範囲を指定し、当該運賃の範囲を、その適用の日の国土交通省令で定める日数前までに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定により指定する運賃の範囲は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 能率的な営営を行う標準的な一般乗用旅客自動車運送事業者が行う一般乗用旅客自動車運送事業に係る適正な原価に適正な利潤を加えた運賃を標準とするこ
と。

二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 道路運送法第九條第六項第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者の間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないものであること。

3 （略）

○ 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成２６年国土交通省告示第５６号）

（法第二条第一項の国土交通大臣が指定する一般乗用旅客自動車運送事業）

第二条 法第二条第一項の国土交通大臣が指定する一般乗用旅客自動車運送事業は、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

三 タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第二項に規定するハイヤーを使用して行う運送であつて、次に掲げるもの

イ 一日を超える期間を単位として専属で常時運送を提供できることとするための契約（書面によるものに限る。）に基づいて締結される運送契約のみにより行われるもの

ロ 二時間以上の時間を単位として締結される運送契約のみにより行われるもの（イに掲げるものを除く。）

○ 「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程第２条第３号に定める 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃の認可の取扱い」通達（案）※現在パブリックコメント実施中。

（１） 時間制運賃によるものとし、初乗は２時間以上の時間により設定するものとする。

（２） ２時間未満の初乗りについては、２時間以上で設定された初乗運賃が適用されるものとする。

（３） 認可に当たっては、認可に係る条件として、

① 直接又は間接に貸切契約又は運送契約を締結する第三者において、２時間未満の時間に対応した料金等を設定し、運送が提供されないよう、当該貸切契約又は運送契約において措置すること

② ①の運送が行われたこと又は貸切契約等に基づいて行うことが出来る旨規定されていることが確認された場合には認可を取り消すことを付すものとする。

○ 旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）

（定義）

第二条 この法律で「旅行業」とは、報酬を得て、次に掲げる行為を行う事業（専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について、代理して契約を締結する行為を行うものを除く。）をいう。

旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス（以下「運送等サービス」という。）の内容並びに旅行者が支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する計画を、旅行者の募集のためにあらかじめ、又は旅行者からの依頼により作成するとともに、当該計画に定める運送等サービス

入を旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等サービスを提供する者との間で締結する行為

二 前号に掲げる行為に付随して、運送及び宿泊のサービス以外の旅行に関するサービス人（以下「運送等関連サービス人」という。）を旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等関連サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等関連サービスを提供する者との間で締結する行為

三 旅行者のため、運送等サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為

四 運送等サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送等サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為

五 他人の経営する運送機関又は宿泊施設を利用して、旅行者に対して運送等サービスを提供する行為

六 前三号に掲げる行為に付随して、旅行者のため、運送等関連サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為
七 第三号から第五号までに掲げる行為に付随して、運送等関連サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送等関連サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為

八 第一号及び第二号から第五号までに掲げる行為に付随して、旅行者の案内、旅券の受給のための行政庁等に対する手続の代行その他旅行者の便宜となるサービスを提供する行為

九 旅行に関する相談に応ずる行為

2 この法律で「旅行業者代理業」とは、報酬を得て、旅行業を営む者のため前項第一号から第八号までに掲げる行為について代理して契約を締結する行為を行う事業をいう。

3 この法律で「旅行業務」とは、旅行業を営む者が取り扱う第一項各号に掲げる行為（第十四条の二第一項の規定により他の旅行業者を代理して企画旅行契約を締結する行為を含む。）又は旅行業者代理業を営む者が取り扱う前項に規定する代理して契約を締結する行為をいう。

4 この法律で「企画旅行契約」とは、第一項第一号、第二号及び第八号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げる旅行業務の取扱いに関し、旅行業を営む者が旅行者と締結する契約をいう。

5 この法律で「手配旅行契約」とは、第一項第三号、第四号、第六号（同項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第七号（同項第三号及び第四号に係る部分に限る。）及び第八号（同項第三号及び第四号に係る部分に限る。）に掲げる旅行業務の取扱いに関し、旅行業を営む者が旅行者と締結する契約をいう。